

第3章 管 轄

第一節 法院の主管

一 法院の主管と確定基準

1 法院の主管

主管とは一般に国家機関の職権範囲を指し、法院の主管とは、民事訴訟法を適用して、裁判方式により紛争を解決する法院の権限の範囲である。換言すれば、法院がどの範囲で審理判断権を有し、民事訴訟法によって事件を処理することが許されるのか問題であるが、これは人民法院とその他の国家機関や社会团体との間で民事紛争解決をどのように分担するかを確定することでもある¹⁾。

2 確定基準

法院の主管の確定基準については、民事訴訟法の適用範囲に関する中国民訴3条の規定、すなわち「人民法院は、公民相互間、法人相互間、その他組織相互間およびそれら相互の間で財産関係および身分関係について提起される民事訴訟を受理し、この法律の規定を適用する。」に基づき、主に二つの基準が指摘される。

1) 主体基準としては、①民事訴訟の提起主体が公民、法人、その他の組織であること（ここには外国籍の公民、企業、組織、無国籍人を含む²⁾）、および②各主体間の法律上の地位は完全に平等であって相互に隷属関係はなく、各自が自

1) 小嶋明美『現代中国の民事裁判』（成文堂・2006年）121頁、肖建国編『民事訴訟法』（中国人民大学出版社・2013年）45頁参照。このほか、従来から一般に用いられている「法院の主管」概念ではなく、「受案範囲」を民事裁判権の作用する範囲または民事裁判権の範囲と定義して論を進めるもの（江伟・肖建国主編『民事訴訟法〔第7版〕』（中国人民大学出版社・2015年）76頁以下）、端的に「民事裁判権の範囲」として立論するもの（张卫平『民事訴訟法〔第3版〕』（中国人民大学出版社・2015年）61頁以下）がある。

らの欲するところを自由に表明できること、である。

2) 内容基準としては、民事法律関係に関する紛争、すなわち、紛争の内容が民事領域の財産関係および身分関係に関連して生じたものであることが必要である。

このように、中国民訴3条は、紛争を生じた実体法上の法律関係が、民事関係に属するかどうかを基準として法院による民事訴訟の主管範囲を画しているが、その理由としては、民事訴訟法が、民法の実施を保障する手続法であることから、民事法律関係について生じた紛争を対象とするのは当然である、と説明されている³⁾。

二 法院主管にかかる民事訴訟の範囲

法院主管にかかる民事訴訟の範囲は以下のとおりである。

- 1) 民法によって調整される財産関係および身分関係から発生した紛争。
- 2) 婚姻法、相続法、養子法等によって調整される婚姻家庭関係、相続関係、養親子関係から発生した紛争。
- 3) 商法によって調整される商事法律関係から発生した紛争。
- 4) 経済法によって調整される経済法律関係⁴⁾から発生した紛争。
- 5) 労働法によって調整される労働法律関係から発生した紛争。ただし、この類型の紛争には、仲裁前置原則が実施されている（労働法79条、労働紛争調停仲

2) 中国民訴3条所定の「公民」は、本来は中華人民共和国の国籍を持つ自然人を指す概念である。もともと、改革開放の絶え間ない進展および中国の社会主義市場経済の急速な発展に伴い、外国人および無国籍者が中国で民事訴訟に参加するケースが次第に増加していることから、中国民事訴訟法は、中国で民事訴訟に参加する外国人、無国籍者にも適用すると拡大解釈されている（全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会民法室編『中華人民共和國民事訴訟法』〔2012年修订版〕（北京大学出版社・2012年）4頁参照）。中国の民事実体法についていえば、1987年施行の民法通则では「公民」という政治的用語が用いられていたところ、1999年施行の契約法では「自然人」概念が採用され、外国人、無国籍人も含まれる方向に変化している（高見澤磨・鈴木賢・宇田川幸則『現代中国法入門〔第7版〕』（有斐閣・2016年）148頁参照）。

3) 李浩『民事訴訟法学〔第3版〕』（法律出版社・2016年）47頁、小嶋・前掲注1）121頁参照。他方、平等な民事主体間において民事法律関係に関わる民事紛争の性質を有するものであっても、立法政策その他の原因により、法院主管の民事訴訟から排除される紛争類型が存在することにつき、趙剛・占善剛・劉学在『民事訴訟法〔第3版〕』（武汉大学出版社・2015年）73～74頁参照。

裁法 47 条)。

6) 法律が、人民法院が民事訴訟法を適用して解決すると規定するその他の紛争(たとえば中国民訴第 15 章「特別手続」、第 17 章「督促手続」、第 18 章「公示催告手続」の各事件等)である。

三 人民法院による民事訴訟とその他国家機関等による紛争処理との関係

1 人民法院と人民調停委員会主管の民事紛争の関係⁵⁾

人民調停委員会は、大衆性の自治組織であり、その任務は民間の一般民事紛争の調停であるが、性質が重要、事案が複雑、影響が重大な民事案件については人民調停委員会の調停範囲には属さない。法院主管にかかる民事事件の範囲は、人民調停委員会が取り扱える紛争の範囲よりも広いが、両者が受理する紛争の範囲はかなり重複している。

人民調停は民事訴訟の前置手続ではなく、人民調停を行うかどうかは当事者自身が決定できるところ、法院および人民調停委員会がいずれも処理権限を有する紛争については、双方当事者が人民調停委員会による調停に同意すれば、同委員会により調停することができる⁶⁾。

当事者の一方が、人民調停員会に調停を申し立て、他方当事者が人民法院に訴えを提起する場合には法院が主管することになる。調停が不成立または調停合意後に翻意して当事者が人民法院に訴えを提起した場合、法院が主管する。

2 人民法院と郷(鎮)人民政府主管の民事紛争の関係

民間紛争の調停活動の空隙を補い、また正しい調停合意を支持し、誤ったものは正し、人民調停委員会の活動を指導していくために、基層人民政府による行政

4) 国家が特定の経済関係を調整する法律の総称が「経済法」であり、中国では 1) 市場の障害を排除し、市場の規制を目的とするもの(反独占法、反不正競争法等)以外に、2) 国家が直接的に参与、投資、経営する経済関係の調節に関するもの(国家投資法、国有企業法等)、3) マクロ経済の調整に関するもの(計画法、財政法、税法、金融法、価格法等)を含むとされている(浦法仁編『应用法律词典』(社会科学文献出版社・2015年)431頁参照)。

5) 李・前掲注 3) 48~49 頁参照。

6) 人民調停において当事者が調停合意に達した場合、法的拘束力が発生するが、さらに司法確認手続を経ることによって執行力を具備することができる(調停合意司法確認制度につき、本書第 2 編第 16 章参照)。